

**問 題** 司法書士法務太郎は、平成 30 年 5 月 1 日に事務所を訪れた東京商事株式会社の代表取締役から、別紙 1 から 5 までの書類のほか必要書類の交付を受け、別紙 6 のとおり事情を聴取した。司法書士法務太郎は、登記すべき事項や登記のための要件などを説明したところ、必要な登記の申請書の作成及び登記申請の代理を依頼された。司法書士法務太郎は、この依頼に基づき、同日、管轄する登記所に登記を申請した。

以上に基づき、次の問 1 及び問 2 に答えなさい。

問 1 平成 30 年 5 月 1 日に東京法務局渋谷出張所宛てに申請をすべき登記に関し、当該登記の申請書に記載すべき登記の事由、登記すべき事項、登録免許税額並びに添付書面の名称及び通数を答案用紙の第 1 欄に記載しなさい。ただし、登録免許税額の内訳については、記載することを要しない。

なお、支店設置による変更の登記をすることができる場合においては、支店所在地に関する登記申請書に記載すべき事項を記載することを要しない。

問 2 東京商事株式会社の代表取締役から受領した書面及び聴取した内容のうち、登記することができない事項がある場合には、当該事項及びその理由を答案用紙の第 2 欄に記載しなさい。

(答案作成上のその他の注意事項)

- 1 登記申請書の添付書面については、全て適式に調べられており、所要の記名・押印がされているものとする。
- 2 登記申請書の添付書面については、他の書面を援用することができる場合でも、援用しないものとする。
- 3 解答欄の各欄に記載すべき事項がない場合には、該当の欄に「なし」と記載すること。
- 4 被選任者及び被選定者の就任承諾は、選任され、又は選定された日に適法に得られているものとする。また、別紙 1 に記載されている役員は、すべて選任され、又は選定された日に就任承諾しているものとする。
- 5 支店設置については、その決定がされた日に支店を東京都港区みなと二丁目 2 番 2 号に現実に設置し、通常営業を行っている。
- 6 東京都渋谷区は東京法務局渋谷出張所が、東京都港区は、東京法務局港出張所が、それぞれの管轄登記所である。
- 7 東京商事株式会社は、平成 30 年 4 月 30 日が到来する時点において、自己株式を

保有していない。

- 8 数字を記載する場合には，算用数字を使用すること。
- 9 訂正，加入又は削除をしたときは，訂正は訂正すべき字句に線を引き，近接箇所に訂正後の字句を記載し，加入は加入する部分を明示して行い，削除は削除すべき字句に線を引いて，訂正，加入又は削除をしたことが明確に分かるように記載すること。

別紙 1

【平成 30 年 5 月 1 日現在の東京商事株式会社に係る登記記録の抜粋】

|                          |   |                    |
|--------------------------|---|--------------------|
| 商号                       | 東京商事株式会社  |                    |
| 本店                       | 東京都渋谷区神宮前二丁目 2 番 2 号  |                    |
| 公告をする方法                  | 官報に掲載してする   |                    |
| 発行可能株式総数                 | 5000 株  |                    |
| 発行済株式の総数並びに種類及び数         | 発行済株式の総数<br>1400 株<br>各種の株式の数<br>A 種類株式 1000 株<br>B 種類株式 400 株  |                    |
| 資本金の額                    | 金 1400 万円   |                    |
| 発行可能種類株式総数及び発行する各種の株式の内容 | A 種類株式 3000 株<br>B 種類株式 7000 株<br>1 B 種類株式は、毎決算期において、A 種類株式に先立ち、1 株につき 500 円の剰余金の配当を受けるものとする。<br>1 当社の A 種類株式を有する株主は、いつでも、当社に対して、その有する A 種類株式の取得を請求することができ、この場合には、当社は、当該 A 種類株式 1 株の取得と引換えに当社の B 種類株式 2 株を交付する。 |                    |
| 役員に関する事項                 | 取締役 A   | 平成 29 年 6 月 20 日重任 |
|                          | 取締役 B   | 平成 28 年 6 月 4 日就任  |
|                          | 取締役 C   | 平成 28 年 5 月 27 日就任 |
|                          | 取締役 D   | 平成 29 年 6 月 20 日就任 |
|                          | 東京都世田谷区世田谷一丁目 1 番 1 号<br>代表取締役 A  | 平成 29 年 6 月 20 日就任 |
|                          | 監査役 E<br>(社外監査役)  | 平成 28 年 4 月 27 日就任 |
|                          | 監査役 F<br>(社外監査役)  | 平成 28 年 4 月 27 日就任 |
|                          | 監査役 G<br>(社外監査役)  | 平成 28 年 4 月 27 日就任 |

|  |                  |                    |
|--|------------------|--------------------|
|  | 監査役 H<br>(社外監査役) | 平成 28 年 4 月 27 日就任 |
|  | 監査役 I            | 平成 28 年 4 月 27 日就任 |

別紙 2

【東京商事株式会社の変更前の定款】

東京商事株式会社定款

第 1 章 総則

(商号)

第 1 条 当社は、東京商事株式会社と称する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 書籍，出版物の販売
- 2 衣料品，日用雑貨品の販売
- 3 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(公告をする方法)

第 4 条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第 2 章 株式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、5000 株とする。

(株券の不発行)

第 6 条 当社の株式については、株券を発行しない。

(中略)

(種類株式)

第 9 条 A 種類株式の発行可能種類株式総数は、3000 株とする。

2 B 種類株式の発行可能種類株式総数は、7000 株とする。

3 B 種類株式は、毎決算期において、A 種類株式に先立ち、1 株につき 500 円の剰余金の配当を受けるものとする。

4 当社の A 種類株式を有する株主は、いつでも、当社に対して、その有する A 種類株式の取得を請求することができ、この場合には、当社は、当該 A 種類株式 1 株の取得と引換えに当社の B 種類株式 2 株を交付する。

(中略)

### 第 3 章 株主総会

(招集)

第 12 条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集することができる。

(招集権者及び議長)

第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、代表取締役が招集する。

2 株主総会の議長は、代表取締役とする。

(決議の方法)

第 14 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(中略)

(議事録)

第 16 条 株主総会議事録については、法務省令で定めるところによりその経過の要領及びその

結果等を記載し，又は記録し，議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

#### 第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第17条 当社は，取締役会を置く。

(選任)

第18条 取締役の選任は，株主総会において，議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し，その議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任については，累積投票によらないものとする。

(任期)

第19条 取締役の任期は，選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役の選定)

第20条 代表取締役は，取締役会の決議で定める。

(中略)

#### 第5章 監査役

(監査役の設置，監査役会の設置及び監査役の員数)

第27条 当社は，監査役及び監査役会を置く。

2 当社の監査役は，5名以内とする。

(監査役の選任)

第28条 監査役を選任する株主総会の決議は，議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し，出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(中略)

(非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限)

第 31 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、500 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

## 第 6 章 計算

(事業年度)

第 32 条 当社の事業年度は、毎年 2 月 1 日から翌年 1 月 31 日までの年 1 期とする。

(以下省略)



別紙 3

定時株主総会の議事概要

平成 30 年 4 月 20 日午前 10 時から、本店会議室において、定時株主総会を開催した。

|                     |              |        |
|---------------------|--------------|--------|
| 議決権を行使することができる株主の状況 | 株主の総数        | 14 名   |
|                     | その議決権の個数     | 1400 個 |
| 出席株主の状況             | 本日議決権を有する株主数 | 14 名   |
|                     | その有する議決権の個数  | 1400 個 |

(中略)

第 1 号議案 計算書類（平成 29 年 2 月 1 日から平成 30 年 1 月 31 日まで）の承認の件

(中略)

第 2 号議案 定款変更の件

議長は、下記のとおり定款の一部を変更したい旨を述べ、その理由を詳細に説明した上で、その賛否を議場に諮ったところ、満場一致をもってこれを承認可決した。

記

| (変更前)  | (変更後)   |
|--|---|
| (事業年度)<br>第 32 条 当社の事業年度は、 <u>毎年 2 月 1 日から翌年 1 月 31 日までの年 1 期</u> とする。 | (事業年度)<br>第 32 条 当社の事業年度は、 <u>毎年 6 月 1 日から翌年 5 月 31 日までの年 1 期</u> とする。<br><br>附則 <u>平成 30 年 2 月 1 日から始まる事業年度は、2 月 1 日から同年 5 月 31 日までの 4 か月間とする。</u> |

第 3 号議案 支店設置の件

議長は、支店を設置する理由を詳細に説明した後、下記のとおり支店を設置したい旨を述

べ、その賛否について議場に諮ったところ、満場一致をもってこれを承認可決した。

記

支店設置の場所 東京都港区みなと二丁目 2 番 2 号

支店設置の予定時期 平成 30 年 4 月 30 日

(以下省略)

別紙 4

取締役会の議事概要

日 時 平成 30 年 4 月 20 日午後 1 時から午後 2 時まで  
会 場 当会社本店会議室  
出席者 取締役及び監査役全員出席

(中略)

第 1 号議案 代表取締役選定の件

議長は、代表取締役を選定する必要がある旨を述べ、次の者を代表取締役に選定することについての可否を議場に諮ったところ、出席取締役全員の一致をもってこれを承認可決した。

東京都世田谷区世田谷二丁目 2 番 2 号

代表取締役 D

(以下省略)

別紙 5

臨時株主総会の議事概要

平成 30 年 4 月 25 日午前 10 時から，本店会議室において，臨時株主総会を開催した。

|                     |               |        |
|---------------------|---------------|--------|
| 議決権を行使することができる株主の状況 | 株主の総数         | 14 名   |
|                     | その議決権の個数      | 1400 個 |
| 出席株主の状況             | 本日議決権を行使する株主数 | 14 名   |
|                     | その有する議決権の個数   | 1400 個 |

(中略)

第 1 号議案 定款変更の件

議長は，下記のとおり定款の一部を変更したい旨を述べ，その理由を詳細に説明した上で，その賛否を議場に諮ったところ，株主 4 名（議決権数 940 個）の賛成により，承認可決した。

記

| (変更前) | (変更後)  |
|-------|--|
| (新設)  | <u>(株式の譲渡制限に関する規定)</u><br><u>第 7 条の 2 当社の株式を譲渡により取得するには，株主総会の承認を得なければならない。</u> |

(以下省略)

別紙 6

【司法書士法務太郎の聴取記録（平成 30 年 5 月 1 日）】

- 1 東京商事株式会社は、平成 30 年 4 月 20 日午前 10 時から午前 11 時までの間において、定時株主総会を開催した。議事の経過の概要は、別紙 3 に記載のとおりである。
- 2 平成 30 年 4 月 20 日に開催された定時株主総会の終結後に開催された取締役会における議事の概要は、別紙 4 に記載のとおりである。当該取締役会の議事録には、A の登記所提出印鑑が押印されている。
- 3 平成 30 年 4 月 24 日、E は、東京商事株式会社の子会社である新宿商事株式会社の支配人として選任され、この地位に就任することを承諾した。
- 4 東京商事株式会社は、平成 30 年 4 月 25 日午前 10 時から午前 11 時までの間において、臨時株主総会を開催した。議事の経過の概要は、別紙 5 に記載のとおりである。株式の譲渡制限に関する規定の設定に関して、平成 30 年 4 月 25 日、A 種類株主による種類株主総会及び B 種類株主による種類株主総会が開催され、それぞれ、適法に承認可決された。
- 5 平成 30 年 4 月 30 日、株主の一人から、東京商事株式会社に対し、A 種類株式 100 株の取得の請求があり、東京商事株式会社は、同日、当該株主に対して B 種類株式を発行し、これを交付した。